

静岡県公安委員会規程第3号

道路交通法等の改正等に伴う関係公安委員会規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和7年3月21日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

道路交通法等の改正等に伴う関係公安委員会規程の整備に関する規程

(更新時講習の実施に関する規程の一部改正)

第1条 更新時講習の実施に関する規程(昭和47年静岡県公安委員会規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(この規程の趣旨)	(趣旨)
第1条 (略)	第1条 (略)
(講習指導員の承認)	(講習指導員の承認)
第5条 講習の委託を受けた者(以下「講習受託機関」という。)は、講習指導員が前条に規定する要件を満たしていることについて公安委員会の承認を受けるものとする。この場合においては、講習指導員承認申請書(様式第1号)に当該講習指導員に係る次に掲げる書類を添付して申請するものとする。	第5条 講習の委託を受けた者(以下「講習受託機関」という。)は、講習指導員が前条に規定する要件を満たしていることについて公安委員会の承認を受けるものとする。この場合においては、講習指導員承認申請書(様式第1号)に当該講習指導員に係る次に掲げる書類を添付して申請するものとする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>自動車運転免許証の写し</u> 1通	(4) <u>運転免許証若しくは免許情報記録確認書(自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則(昭和40年静岡県公安委員会規則第6号)様式第34号)の写し又は免許を受けていることを証するに足りる書面(電磁的記録で作成されているものを含む。)</u> 1通
2 (略)	2 (略)
(更新時講習の実施方法)	(更新時講習の実施方法)
第7条 更新時講習は、規則第38条第11項の規定により、優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習の区分ごとに学級を編成し、1学級につき講習指導員1人以上を配置して行うものとする。	第7条 更新時講習(<u>道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第43条第1項の表の規定によるオンライン講習(以下「オンライン講習」という。)</u> を除く。次項において同じ。)は、規則第38条第11項の規定により、優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習の区分ごとに学級を編成

2 更新時講習は、前項に定めるもののほか、本部長が別に定める「更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」に準拠するとともに、受講者に更新時講習用教本その他講習に必要な資料を配布し、優良運転者講習の場合にあってはビデオを活用した視聴覚教育方法により、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習にあっては次に掲げるとおり行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 講習は、OHP、ビデオ、アナライザー等を活用した視聴覚教育方法により行うものとする。

(4) (略)

し、1学級につき講習指導員1人以上を配置して行うものとする。

2 更新時講習は、前項に定めるもののほか、本部長が別に定める「更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」に準拠するとともに、受講者に更新時講習用教本その他講習に必要な資料を配布し、優良運転者講習の場合にあってはビデオを活用した視聴覚教育方法により、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習の場合にあっては次に掲げるとおり行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 講習は、プロジェクタ等の投影機器又はテレビ、DVDプレーヤー等を活用した視聴覚教育方法により行うものとする。

(4) (略)

3 オンライン講習を受講した者に対し、更新時講習用教本その他講習に必要な資料を配布するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

講習指導員承認申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

（講習受託機関名）

次の者を、更新時講習指導員に承認されたく申請します。

住 所				
ふりがな 氏名 年 齢	年 月 日生（ 歳）			
所持する免許	免許証番号	免許の種類	免許年月日	免許の 条 件
	免許情報記録番号			
備 考				

様式第3号を次のように改める。

(停止処分者講習の実施に関する規程の一部改正)

第2条 停止処分者講習の実施に関する規程（昭和47年静岡県公安委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(この規程の趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(講習指導員の承認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の承認に当たっては、講習指導員承認申請書（様式第1号）に、当該講習指導員に係る次に掲げる書類を添付して申請するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>自動車運転免許証の写し</u> 1通</p> <p>3 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(講習指導員の承認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の承認に当たっては、講習指導員承認申請書（様式第1号）に、当該講習指導員に係る次に掲げる書類を添付して申請するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>運転免許証若しくは免許情報記録確認書（自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年静岡県公安委員会規則第6号）様式第34号）の写し又は免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。）</u> 1通</p> <p>3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

<p>講 習 指 導 員 承 認 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">（講習受託機関名）</p> <p>次の者を、講習指導員に承認されたく申請します。</p>				
住 所				
ふりがな 氏 名 生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）			
所持する免許	免許証番号	免許の 種 類	免許年月日	免許の条件
	免許情報記録番号			
備 考				

(指定自動車教習所関係事務処理規程の一部改正)

第3条 指定自動車教習所関係事務処理規程（昭和48年静岡県公安委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の申請は、当該施設を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。</p> <p>(指定及び指定解除等の事前審査)</p> <p>第4条 前条の申請が<u>あつた</u>ときは、その内容が指定の基準に適合するかどうか、静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）が、あらかじめ指定した者をもつて構成する指定自動車教習所審査委員会（以下「委員会」という。）において審査するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(教習の時間及び方法)</p> <p>第10条 教習の時間及び方法は、規則第33条及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）によるほか、別に定める指定自動車教習所等の教習の基準に<u>よつて</u>行わなければならない。</p> <p>(技能審査)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 技能審査を受ける者に対する教習は、指定自動車教習所等の教習の基準に<u>よつて</u>行い、その教習期間は3月とする。</p> <p>3 技能審査は、前項に規定する教習を修了した日から3月を経過していない<u>もの</u>に限り行い、管理者は、当該審査に合格した者に対しては、別記様式第5の技能審査合格証明書を交付するものとする。</p> <p>4 技能審査合格証明書の有効期間は、技能審査に合格した日から起算して<u>3月</u>とする。</p>	<p>(指定申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の申請は、当該施設の所在地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。</p> <p>(指定及び指定解除等の事前審査)</p> <p>第4条 前条の申請が<u>あつた</u>ときは、その内容が指定の基準に適合するかどうか、静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）が、あらかじめ指定した者をもつて構成する指定自動車教習所審査委員会（以下「委員会」という。）において審査するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(教習の時間及び方法)</p> <p>第10条 教習の時間及び方法は、規則第33条及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）によるほか、別に定める指定自動車教習所等の教習の基準に<u>よつて</u>行わなければならない。</p> <p>(技能審査)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 技能審査を受ける者に対する教習は、指定自動車教習所等の教習の基準に<u>よつて</u>行い、その教習期間は3月とする。</p> <p>3 技能審査は、前項に規定する教習を修了した日から<u>起算して</u>3月を経過していない<u>者</u>に限り行い、管理者は、当該審査に合格した者に対しては、別記様式第5の技能審査合格証明書を交付するものとする。</p> <p>4 技能審査合格証明書の有効期間は、技能審査に合格した日から起算して<u>1年</u>を経過しな</p>

5 技能審査に合格しなかつた者に対しては、その者がさらに1時限以上の技能教習を受けた後でなければ、次の技能審査を行つてはならない。

(警告)

第15条 公安委員会は、指定教習所が法第100条に定める指定解除等には至らないが、教習業務運営上適正を欠く事由があつたときは、警告することができる。

2 (略)

3 警告を受けた管理者は、改善措置について、公安委員会に速やかに書面で報告しなければならない。

いものとする。

5 技能審査に合格しなかつた者に対しては、その者がさらに1時限以上の技能教習を受けた後でなければ、次の技能審査を行つてはならない。

(警告)

第15条 公安委員会は、指定教習所が法第99条の7に定める適合命令等及び法第100条に定める指定の取消し等には至らないが、教習業務運営上適正を欠く事由があつたときは、警告するものとする。

2 (略)

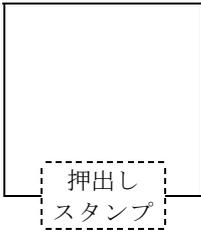
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第5を次のように改める。

別記様式第5 (用紙 日本産業規格A4縦型)

第 号

技能審査合格証明書



住 所
氏 名

年 月 日 生

上記の者は、 年 月 日 本 における
免許に係る を解除する技能審査に合格した者であることを証明する。

年 月 日

所在地

静岡県公安委員会指定

名 称

管理者

印

備考 発行番号の上に教習所コード番号を記入すること。

(指定自動車教習所職員講習の実施に関する規程の一部改正)

第4条 指定自動車教習所職員講習の実施に関する規程（昭和59年静岡県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(講師の承認)</p> <p>第5条 第3条第1号に規定する専門講師又は部外講師の承認の申請は、講習の委託を受けた者（以下「講習受託機関」という。）が公安委員会に対し、次に掲げる書類を提出して行うものとする。</p> <p>(1) 専門講師の承認</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 運転免許証の写し 1通</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(講師の承認)</p> <p>第5条 第3条第1号に規定する専門講師又は部外講師の承認の申請は、講習の委託を受けた者（以下「講習受託機関」という。）が公安委員会に対し、次に掲げる書類を提出して行うものとする。</p> <p>(1) 専門講師の承認</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>運転免許証若しくは免許情報記録確認書（自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年静岡県公安委員会規則第6号）様式第34号）の写し又は免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。）</u> 1通</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1及び様式第2を次のように改める。

様式第1 (第5条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">専 門 講 師 承 認 申 請 書</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">静岡県公安委員会 殿</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">(講習受託機関名)</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">次の者を指定自動車教習所職員講習専門講師として承認されたく申請します。</p>			
住 所			
ふ り が な 氏 名 年 齢	年 月 日生 (歳)		
運 転 免 許 関 係	免 許 証 番 号	免 許 の 種 別	免 許 の 条 件
	免 許 情 報 記 録 番 号		
備考			

様式第2（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

部 外 講 師 承 認 申 請 書 年 月 日			
静岡県公安委員会 殿 （講習受託機関名）			
次の者を指定自動車教習所職員講習部外講師として承認されたく申請します。			
住 所			
ふ り が な 氏 名 年 齢	年 月 日生（ 歳）		
運 転 免 許 関 係	免許証番号	免許の種別	免許の条件
	免許情報記録番号		
主 と し た 経 歴			
担 当 す る 分 野			
備 考			

様式第5を次のように改める。

様式第5（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

指定自動車教習所職員講習実施状況表			
講習日時	年 月 日	自 午前 時 分 至 午後 時 分	
講習の場所			
講習の種類 受講人員		受講人員	人
部外講師	氏 名	時 間	
専門講師			
特記事項			
備 考			

(注) 受講者名簿を添付すること。

(仮免許関係事務の実施に関する規程の一部改正)

第5条 仮免許関係事務の実施に関する規程（平成6年静岡県公安委員会規程第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委託法人)</p> <p>第3条 仮免許関係事務は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）<u>第31条の4の2</u>の規定に基づき、当該事務を行うために必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人に委託して行うものとする。</p> <p>(受託法人の遵守事項)</p> <p>第4条 仮免許関係事務を委託された法人（以下「受託法人」という。）は、次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 免許申請書を受理するに当たっては、規則<u>第17条第2項及び第3項並びに</u>第18条の規定並びに公安委員会が定めた条件に基づき、適正に行うこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(仮免許試験の申請手続)</p> <p>第7条 仮免許試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、仮免許申請書、質問票（規則別記様式第12の2）、規則第17条に規定する書類及び写真を、受託法人に提出するものとする。</p> <p>2 受託法人は、前項の規定により提出された書類により、受験者本人であること及び受験資格等を確認するものとする。</p>	<p>(委託法人)</p> <p>第3条 仮免許関係事務は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）<u>第31条の4の7</u>の規定に基づき、当該事務を行うために必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人に委託して行うものとする。</p> <p>(受託法人の遵守事項)</p> <p>第4条 仮免許関係事務を委託された法人（以下「受託法人」という。）は、次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 免許申請書を受理するに当たっては、規則<u>第17条第2項から第4項まで及び</u>第18条の規定並びに公安委員会が定めた条件に基づき、適正に行うこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(仮免許試験の申請手続)</p> <p>第7条 仮免許試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、仮免許申請書、質問票（規則別記様式第12の2）、規則第17条<u>第2項及び第3項</u>に規定する<u>関係</u>書類及び写真を、受託法人に提出し、又は提示するものとする。</p> <p>2 受託法人は、前項の規定により提出又は提示をされた書類により、受験者本人であること及び受験資格等を確認するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高齢者講習の実施に関する規程の一部改正)

第6条 高齢者講習の実施に関する規程（平成10年静岡県公安委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(高齢者講習指導員の承認等)

第5条 講習の委託を受けた機関（以下「講習受託機関」という。）は、高齢者講習指導員が前条に規定する要件を満たしていることについて公安委員会の承認を受けるものとする。
この場合においては、講習指導員承認申請書（様式第1号）に当該高齢者講習指導員に係る次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

- (1) 履歴書 1通
- (2) 運転免許証の写し 1通
- (3) 運転記録証明書（申請前3月以内に取得した過去3年間のもの） 1通
- (4) 履歴書用写真（申請前3月以内に撮影した無帽、正面3分身、無背景、ライカ判） 1枚
- (5) 普通自動車に係る教習指導員資格者証の写し又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程修了証書の写し 1通
- (6) 運転適性検査・指導者資格者証の写し 1通
- (7) 新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和3年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。）を終了したことを証する書類の写し 1通
- (8) 運転技能検査員養成講習を終了したことを証する書類の写し 1通

(高齢者講習指導員の承認等)

第5条 講習の委託を受けた機関（以下「講習受託機関」という。）は、高齢者講習指導員が前条に規定する要件を満たしていることについて公安委員会の承認を受けるものとする。

2 前項の承認に当たっては、講習指導員承認申請書（様式第1号）に当該高齢者講習指導員に係る次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

- (1) 履歴書 1通
- (2) 運転免許証若しくは免許情報記録確認書（自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年静岡県公安委

<p><u>2・3</u> (略)</p>	<p><u>員会規則第6号)様式第34号)の写し又は免許を受けていることを証するに足りる書面(電磁的記録で作成されているものを含む。) 1通</u></p> <p>(3) <u>運転記録証明書(申請前3月以内に取得した過去3年間のもの) 1通</u></p> <p>(4) <u>履歴書用写真(申請前3月以内に撮影した無帽、正面3分身、無背景、ライカ判) 1枚</u></p> <p>(5) <u>普通自動車に係る教習指導員資格者証の写し又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程修了証書の写し 1通</u></p> <p>(6) <u>運転適性検査・指導者資格者証の写し 1通</u></p> <p>(7) <u>新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修(令和3年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。)を終了したことを証する書類の写し 1通</u></p> <p>(8) <u>運転技能検査員養成講習を終了したことを証する書類の写し 1通</u></p> <p><u>3・4</u> (略)</p>
-----------------------	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

講習指導員承認申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

（講習受託機関名）

次の者を高齢者講習指導員に承認されたく申請します。

住 所				
ふりがな 氏 名				
生年月日	年 月 日生（ 歳）			
所持する 免 許	免許証番号	免許の種類	免許年月日	免許の条件
	免許情報記録番号			
資 格				
備 考				

(違反者講習の実施に関する規程の一部改正)

第7条 違反者講習の実施に関する規程（平成10年静岡県公安委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(講習指導員の承認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の承認に当たっては、講習指導員承認申請書（様式第1号）又は社会参加活動に係る講習指導員承認申請書（様式第2号）により申請するものとする。この場合において、講習指導員承認申請書には、当該講習指導員に係る次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>自動車運転免許証の写し</u> 1枚</p> <p>3 (略)</p> <p>(講習の移送)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(講習実施結果の報告)</p> <p>第14条 講習受託機関は、講習実施結果を講習を終了した当日のうちに、違反者講習実施結果報告書（<u>様式第13号</u>）により、公安委員会</p>	<p>(講習指導員の承認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の承認に当たっては、講習指導員承認申請書（様式第1号）又は社会参加活動に係る講習指導員承認申請書（様式第2号）により申請するものとする。この場合において、講習指導員承認申請書には、当該講習指導員に係る次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>運転免許証若しくは免許情報記録確認書（自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年静岡県公安委員会規則第6号）様式第34号）の写し又は免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。）</u> 1枚</p> <p>3 (略)</p> <p>(講習の移送等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>公安委員会は、違反者講習を要すると認められる事実を発見した場合において、当該事実に係る者の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該事実に係る関係書類に違反者講習関係書類送付書（様式第13号）を添えて当該都道府県公安委員会に送付するものとする。</u></p> <p>(講習実施結果の報告)</p> <p>第14条 講習受託機関は、講習実施結果を講習を終了した当日のうちに、違反者講習実施結果報告書（<u>様式第14号</u>）により、公安委員会</p>

に報告するものとする。

に報告するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

講習指導員承認申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

（講習受託機関名）

次の者を違反者講習指導員に承認されたく申請します。

住 所				
ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日生（ 歳）			
所持する 免 許	免許証番号	免許の種類	免許年月日	免許の条件
	免許情報記録番号			
備 考				

様式第 6 号及び様式第 7 号を次のように改める。

様式第6号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日			
静岡県公安委員会 殿			
（講習受託機関名）			
特例受講申込受理報告書			
住 所			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）		
やむを得ない理由			
疎明資料			
講習通知書到達日	年 月 日		
報 告	年 月 日 時 分		
発 信 者		受 信 者	
指 示 者	交通部 課	官 職 ・ 氏 名	
指 示 事 項			
措 置 結 果			

（注）その都度、電話又はFAXにより報告し、指示を受ける。

様式第7号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

違反者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会 印

次の者について、違反者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 年 月 日 号 公安委員会交付
免許情報 記録番号	第 年 月 日 号 公安委員会記録等
免許の種類	
理 由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第102条の2に該当
基準該当時公安委員会	
備 考	

(注) 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する都道府県公安委員会を記載する。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

違反者講習通知移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会 印

次の者について、違反者講習通知移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
免許証番号	第 年 月 日 号 公安委員会交付
免許情報 記録番号	第 年 月 日 号 公安委員会記録等
免許の種類	
理 由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第102条の2に該当
講習通知	年 月 日 公安委員会通知
基準該当時公安委員会	
備 考	

(注) 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時に
おける住所地を管轄する都道府県公安委員会を記載する。

様式第 11 号を次のように改める。

様式第 11 号 (第 10 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

違反者講習期間経過通知書

年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会 印

次の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
免許証番号	第 年 月 日 号 公安委員会交付
免許情報 記録番号	第 年 月 日 号 公安委員会記録等
免許の種類	
備 考	

様式第13号を次のように改め、同様式を様式第14号とする。

様式第12号の次に次の1様式を加える。

様式第 13 号（第 10 条関係）

第 号

年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会

違反者講習関係書類送付書

住 所

氏 名

上記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、当公安委員会において違反者講習を要すると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を送付する。

(臨時適性検査等に関する規程の一部改正)

第8条 臨時適性検査等に関する規程（平成14年静岡県公安委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(臨時適性検査の対象者)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(臨時適性検査の対象者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(臨時適性検査の受検申請)</u></p> <p><u>第5条の2 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第37条の7第1号の規定による臨時適性検査の受検の申出は、様式第1号を提出させるものとする。</u></p>
<p>(臨時適性検査の手続等)</p> <p>第6条 法第102条第6項の規定による通知は、次の各号に掲げる臨時適性検査の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。</p> <p>(1) 法第102条第1項から第3項までの規定によるもの <u>様式第1号</u></p> <p>(2) 運転免許試験（仮運転免許（以下「仮免許」という。）の運転免許試験（以下「仮免許試験」という。）を除く。）に合格した者又は運転免許（仮免許を除く。）を受けた者に対し、法第102条第4項の規定により介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症（以下「認知症」という。）の疑いがあることを理由として行うもの <u>様式第1号の2</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(臨時適性検査の手続等)</p> <p>第6条 法第102条第6項の規定による通知は、次の各号に掲げる臨時適性検査の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。</p> <p>(1) 法第102条第1項から第3項までの規定によるもの <u>様式第1号の2</u></p> <p>(2) 運転免許試験（仮運転免許（以下「仮免許」という。）の運転免許試験（以下「仮免許試験」という。）を除く。）に合格した者又は運転免許（仮免許を除く。）を受けた者に対し、法第102条第4項の規定により介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症（以下「認知症」という。）の疑いがあることを理由として行うもの <u>様式第1号の3</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号の2を様式第1号の3とし、様式第1号を様式第1号の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第1号（第5条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

臨時適性検査受検申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

氏名		生年月日	年 月 日(歳)
住所			
免許証番号	第 号	有効年月日	年 月 日
免許情報記録番号	第 号	有効年月日	年 月 日
現に所持する免許の種類			
免許の条件			
臨時適性検査を必要とする理由	令第37条の7第1号による申出によるもの (理由を明記)		
適性検査科目	視力・深視力・聴力・運動能力		

※臨時適性検査実施結果

適性検査実施	年 月 日 () 午前・午後 時 分 天候()								
適性検査実施場所・検査者	() 運転免許センター						官職氏名		
適性検査実施結果									
適性検査科目	視力		左	右	両眼	視野	左方	右方	計
		裸眼							
		矯正							
	深視力	1回目 mm・2回目 mm・3回目 mm・平均 mm 検査実施上の補足事項							
	聴力	規則第23条 聴力の合格基準確認：被検者 の検査結果は別添のとおり							
	運動能力	規則第23条 運動能力の合格基準確認：被検者 の検査結果は別添のとおり							
検査結果に基づく措置									
条件付加車限定						<input type="checkbox"/> 法第103条第1項第2号及び令第38条の2第4項に該当し、一部免許取消しにつき行政処分の手続が必要			
免許証記載記入者	官職氏名					免許データ変更年月日	年 月 日		
免許情報記録者	官職氏名					免許データ変更年月日	年 月 日		
備考	○ 身体障害者手帳を所持していれば、そのコピーを添付すること。								

(注) ※印欄は、記入しないこと。

(指定講習機関が行う取消処分者講習の実施に関する規程の一部改正)

第9条 指定講習機関が行う取消処分者講習の実施に関する規程（平成15年静岡県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適合命令等)</p> <p>第6条 公安委員会は、<u>法第108条の8第1項</u>の規定により命令をするときは、<u>指定基準適合措置命令書</u>（様式第6号）により行うものとする。</p> <p>(受講の申請の受付等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 指定講習機関は、前項の規定により当該指定講習機関での受講を指定された者から受講の申出があったときは、<u>別に定める受講申請書</u>を受け付けるものとする。</p> <p>3 指定講習機関は、第1項の規定による受講の日時及び場所の指定を受けていない者から受講の申出があったときは、直ちに公安委員会に連絡させ、公安委員会による当該指定を受けさせた上で、<u>前項の受講申請書</u>を受け付けるものとする。</p>	<p>(適合命令等)</p> <p>第6条 公安委員会は、<u>法第108条の8の規定</u>により命令をするときは、<u>指定基準適合措置等命令書</u>（様式第6号）により行うものとする。</p> <p>(受講の申請の受付等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 指定講習機関は、前項の規定により当該指定講習機関での受講を指定された者から受講の申出があったときは、<u>取消処分者講習受講申請書</u>（<u>規程別記様式第1</u>）を受け付けるものとする。</p> <p>3 指定講習機関は、第1項の規定による受講の日時及び場所の指定を受けていない者から受講の申出があったときは、直ちに公安委員会に連絡させ、公安委員会による当該指定を受けさせた上で、<u>取消処分者講習受講申請書</u>を受け付けるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

静公委指令運免第 号

指 定 書

氏名又は名称
住 所

道路交通法第108条の4第1項の規定により、次の特定講習の種別に係る指定講習機関として指定する。

特定講習の種別 取消処分者講習

年 月 日

静岡県公安委員会 印

様式第 6 号を次のように改める。

様式第6号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

第

号

指 定 基 準 適 合 措 置 等 命 令 書

年 月 日

殿

静岡県公安委員会 印

道路交通法第108条の8第 項の規定により、下記の措置をとるべきことを命ずる。

措

置

(裏)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し審査請求をすることができます。
なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。
なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 8 号及び様式第 9 号を次のように改める。

様式第8号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

第 号

指定取消通知書

年 月 日

住 所
氏名又は名称

殿

静岡県公安委員会 印

次の理由により、道路交通法第108条の11第 項の規定により指定講習機関としての指定を取り消したので通知します。

指 定 番 号	
理 由	

(裏)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し審査請求をすることができます。
なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。
なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

静公委指令運免第 号
年 月 日

殿

静岡県公安委員会 印

運転適性指導員解任命令書

道路交通法第108条の5第3項の規定により、下記のとおり運転適性指導員の解任を命じます。

記

1 解任を命ずる運転適性指導員の住所及び氏名

住所

氏名

2 解任を命ずる理由

(裏)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し審査請求をすることができます。
なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。
なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13号及び様式第14号を次のように改める。

様式第13号（第17条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

<p>運 転 適 性 指 導 員 審 査 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">指定講習機関名 管 理 者 氏 名</p> <p>次の者について、道路交通法第108条の4第1項第1号に定める運転適性指導員の資格審査を受けさせたく申請します。</p>										
住 所										
ふ り が な 氏 名 生 年 月 日		年 月 日								
所 持 免 許	免 許 証 番 号	第 号								
	免許情報記録番号	第 号								
	免 許 の 種 類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	けん引	その他
	免 許 の 条 件									
審査を受ける資格等		別添履歴書記載のとおり								

様式第14号（第17条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

静公委指令運免第 号

運転適性指導員審査合格証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、指定講習機関に関する規則第5条第5号に
規定する公安委員会が行う運転適性指導についての技能
及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。

年 月 日

静岡県公安委員会 印

(初心運転者講習の実施に関する規程の一部改正)

第10条 初心運転者講習の実施に関する規程（平成17年静岡県公安委員会規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適合命令等)</p> <p>第7条 法第108条の8第1項の規定による命令は、様式第9号による<u>指定基準適合措置命令書</u>により行うものとする。</p>	<p>(適合命令等)</p> <p>第7条 法第108条の8の規定による命令は、様式第9号による<u>指定基準適合措置等命令書</u>により行うものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号中「静公委指令」を「静公委指令運免」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

<p>運転習熟指導員審査申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">指定講習機関名 管理者氏名</p> <p>次の者について、道路交通法第108条の4第1項第2号に定める運転習熟指導員の資格審査を受けさせたく申請します。</p>										
住 所										
ふりがな 氏名 生年月日		年 月 日								
所 持 免 許	免許証番号	第 号								
	免許情報記録番号	第 号								
	免許の種類	大 型	中 型	準中型	普 通	大 特	大自二	普自二	けん引	その他
	免許の条件	別添履歴書記載のとおり								
審査を受ける資格等		別添履歴書記載のとおり								

様式第5号中「静公委指令」を「静公委指令運免」に改める。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

静公委指令運免第 号

運 転 習 熟 指 導 員 解 任 命 令 書

年 月 日

殿

静岡県公安委員会 印

道路交通法第108条の5第3項の規定により、下記のとおり運転習熟指導員の解任を命じます。

記

1 解任を命ずる運転習熟指導員の住所及び氏名

住所

氏名

2 解任を命ずる理由

(裏)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 9 号から様式第12号までを次のように改める。

様式第9号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

静岡公委指令運免第 号

指定基準適合措置等命令書

年 月 日

殿

静岡県公安委員会 印

道路交通法第108条の8第 項の規定に基づき、下記の措置をとるべきことを命じます。

記

措 置	
理 由	

- 1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

休 廢 止 許 可 申 請 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住 所
申請者 氏名又は名称

休止
道路交通法第108条の10に規定する特定講習の 休止
の許可を受けたく申請します。
廢止

許可を受けようとする者の 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 代 表 者 の 氏 名	
休止し、又は廢止しようとする 特定講習の種別	初心運転者講習
休止又は廢止をする日	年 月 日
休止しようとする期間	
休止し、又は廢止しよう と する 理 由	

(注) 廢止しようとする場合にあつては、休止しようとする期間の記載欄は空欄としてください。

様式第 11 号 (第 9 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

(表)

静公委指令運免第 号

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所
氏名又は名称

殿

静岡県公安委員会 印

道路交通法第108条の11第 項の規定に基づき指定講習機関としての指定を次の理由により取り消したので通知します。

指 定 番 号	
理 由	

(裏)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し審査請求をすることができます。
なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。
なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A 4縦型）

<p>初 心 運 転 者 講 習 受 講 申 込 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する初心運転者講習の受講を申し込みます。</p>	
免 許 の 種 類	普 通・準中型・中 型・大自二・普自二・原 付
免 許 証 の 番 号	第 号
免 許 情 報 記 録 番 号	第 号
備 考	

(認知機能検査の実施に関する規程の一部改正)

第11条 認知機能検査の実施に関する規程（平成21年静岡県公安委員会規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(検査の委託等)</p> <p>第2条 検査は、法第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）<u>第31条の4の2</u>の規定に基づき、検査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する機関に委託して行うものとし、具体的な委託の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(専門医等の審査)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の審査を受けようとする者は、認知機能検査員審査申請書（様式第1号）に住民票又は<u>運転免許証</u>の写し及び審査に必要な書類として次のいずれかに該当するものを添付して申請しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(受検の申請)</p> <p>第8条 検査を実施するときは、運転免許証及び高齢者講習通知書又は臨時認知機能検査通知書（規則別記様式第18の6）により、受検者本人であることを確認するものとし、受検者は、認知機能検査受検申請書（様式第4号）を提出するものとする。</p> <p>2 <u>運転免許証</u>の紛失等により、前項に規定する確認ができないときは、その他の本人確認書類により受検者であることを確認するもの</p>	<p>(検査の委託等)</p> <p>第2条 検査は、法第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）<u>第31条の4の7</u>の規定に基づき、検査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する機関に委託して行うものとし、具体的な委託の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(専門医等の審査)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の審査を受けようとする者は、認知機能検査員審査申請書（様式第1号）に住民票、<u>運転免許証その他の住所、氏名及び生年月日</u>を確かめるに足りる書類の写し及び審査に必要な書類として次のいずれかに該当するものを添付して申請しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(受検の申請)</p> <p>第8条 検査を実施するときは、<u>運転免許証又は法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード</u>（以下「<u>運転免許証等</u>」という。）及び高齢者講習通知書又は臨時認知機能検査通知書（規則別記様式第18の5）により、受検者本人であることを確認するものとし、受検者は、認知機能検査受検申請書（様式第4号）を提出するものとする。</p> <p>2 <u>運転免許証等</u>の紛失等により、前項に規定する確認ができないときは、その他の本人確認書類により受検者であることを確認するもの</p>

とする。

のとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

<p>認知機能検査受検申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の受検を申請します。</p>			
住 所	(電話)		
生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
免 許 証 番 号	第 号		
有 効 期 間	年 月 日まで有効 ・ 失効中		
免許情報記録番号	第 号		
有 効 期 間	年 月 日まで有効 ・ 失効中		
検 査 手 数 料			
備 考			
※ 検 査 場 所		※ 検 査 年 月 日	年 月 日

(注) ※印欄には記載しないこと。

様式第5号及び様式第5号の2中の「^{うんてん めんきょしょう}運転免許証」を「^{うんてん めんきょしょうとう}運転免許証等」に改め、「^{めんきょしょう}されても、免許証」を「^{めんきょしょうとう}されても、免許証等」に改める。

(運転免許試験に係る自動車の持込みに関する規程の一部改正)

第12条 運転免許試験に係る自動車の持込みに関する規程（平成28年静岡県公安委員会規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第24条第1項の自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）において同条第7項の規定により静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が提供し、又は指定する自動車（以下「技能試験車」という。）以外の自動車を使用する場合の手続について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請)</p> <p>第2条 規則第24条第7項ただし書の規定により技能試験において技能試験車以外の自動車を使用することを希望するときは、技能試験車両持込申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により公安委員会に申請するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第24条第1項の自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）において同条第11項の規定により静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が提供し、又は指定する自動車（以下「技能試験車」という。）以外の自動車を使用する場合の手続について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請)</p> <p>第2条 規則第24条第11項ただし書の規定により技能試験において技能試験車以外の自動車を使用することを希望するときは、技能試験車両持込申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により公安委員会に申請するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号中「第24条第7項ただし書」を「第24条第11項ただし書」に改める。

(運転技能検査の実施に関する規程の一部改正)

第13条 運転技能検査の実施に関する規程（令和4年静岡県公安委員会規程第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(検査の委託等)</p> <p>第2条 検査は、法第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）<u>第31条の4の2</u>の規定に基づき、検査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する機関に委託して行うものとし、具体的な委託の基準</p>	<p>(検査の委託等)</p> <p>第2条 検査は、法第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）<u>第31条の4の7</u>の規定に基づき、検査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する機関に委託して行うものとし、具体的な委託の基準</p>

は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(運転技能検査員の承認等)

第5条 (略)

2 検査受託機関は、運転技能検査員の承認を受けるに当たっては、運転技能検査員承認申請書(様式第1号)に当該運転技能検査員に係る次に掲げる書類を添付して申請するものとする(前項ただし書の規定に該当する場合を除く。)

(1) (略)

(2) 運転免許証の写し 1通

(3)～(8) (略)

3・4 (略)

(受検者の確認等)

第8条 検査受託機関(公安委員会が検査を実施する場合にあっては、公安委員会)は、検査を実施するときは、受検者に運転技能検査受検申請書(様式第3号)を提出させるとともに、高齢者講習通知書、運転免許証等により受検者の本人確認を行うものとする。

は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(運転技能検査員の承認等)

第5条 (略)

2 検査受託機関は、運転技能検査員の承認を受けるに当たっては、運転技能検査員承認申請書(様式第1号)に当該運転技能検査員に係る次に掲げる書類を添付して申請するものとする(前項ただし書の規定に該当する場合を除く。)

(1) (略)

(2) 運転免許証若しくは免許情報記録確認書(自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則(昭和40年静岡県公安委員会規則第6号)様式第34号)の写し又は免許を受けていることを証するに足りる書面(電磁的記録で作成されているものを含む) 1通

(3)～(8) (略)

3・4 (略)

(受検者の確認等)

第8条 検査受託機関(公安委員会が検査を実施する場合にあっては、公安委員会)は、検査を実施するときは、受検者に運転技能検査受検申請書(様式第3号)を提出させるとともに、高齢者講習通知書、運転免許証、法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード等により受検者の本人確認を行うものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

<p>運転技能検査員承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">(検査受託機関名)</p> <p>次の者を運転技能検査員に承認されたく申請します。</p>				
住 所				
ふりがな 氏 名				
生年月日	年 月 日生（ 歳）			
所持する 免 許	免許証番号	免許の種類	免許年月日	免許の条件
	免許情報記録番号			
資 格				
備 考				

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

<p>運転技能検査受検申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査の受検を申請します。</p>			
住 所	(電話)		
生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
免 許 証 番 号	第 号		
有 効 期 間	年 月 日まで 有効 ・ 失効中		
免許情報記録番号	第 号		
有 効 期 間	年 月 日まで 有効 ・ 失効中		
検 査 手 数 料			
備 考			
※ 検 査 場 所		※ 検 査 年 月 日	年 月 日

(注) ※印欄には記載しないこと。

(若年運転者講習の実施に関する規程の一部改正)

第14条 若年運転者講習の実施に関する規程（令和4年静岡県公安委員会規程第15号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

若年運転者講習移送通知書	
静公委運免第 号 年 月 日	
公安委員会 殿	
静岡県公安委員会 印	
次の者について、若年運転者講習移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 （ 歳）
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
講習に係る免許の種類	大型・中型・大型二種・中型二種・普通二種・大特二種・ ^{けん} 牽引二種
講習をしようとする理由	
備 考	

(注) 講習に係る免許の種類欄は、該当するものに○印を付すること。

様式第2号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

若年運転者講習受講申請書	
年 月 日	
殿	
住所	
氏名	
道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習の受講を申請します。	
講習に係る 免許の種類	大 中 大型 中型 普通 大特 牽引 型 型 二種 二種 二種 二種 二種
免許証番号	第 号
免許情報記録番号	第 号
手数料	
備考	

(注) 講習に係る免許の種類欄は、該当するものに○印を付すること。

(指定講習機関が行う若年運転者講習の実施に関する規程の一部改正)

第15条 指定講習機関が行う若年運転者講習の実施に関する規程（令和4年静岡県公安委員会規程第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(受講の申請の受理等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 指定講習機関は、前項の規定により当該指定講習機関での受講を指定された者から受講の申出があったときは、<u>別に定める受講申請書</u>を受理するものとする。</p> <p>3 指定講習機関は、第1項の規定による受講の日時及び場所の指定を受けていない者から受講の申出があったときは、直ちに公安委員会に連絡させ、公安委員会による当該指定を受けさせた上で、<u>前項の受講申請書</u>を受理するものとする。</p>	<p>(受講の申請の受理等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 指定講習機関は、前項の規定により当該指定講習機関での受講を指定された者から受講の申出があったときは、<u>若年運転者講習受講申請書（若年運転者講習の実施に関する規程（令和4年静岡県公安委員会規程第15号）様式第2号）</u>を受理するものとする。</p> <p>3 指定講習機関は、第1項の規定による受講の日時及び場所の指定を受けていない者から受講の申出があったときは、直ちに公安委員会に連絡させ、公安委員会による当該指定を受けさせた上で、<u>若年運転者講習受講申請書</u>を受理するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第10号を次のように改める。

(若年運転者期間に係る特例取得免許の取消処分に関する規程の一部改正)

第16条 若年運転者期間に係る特例取得免許の取消処分に関する規程（令和4年静岡県公安委員会規程第17号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 年 月 日 号	
公安委員会 殿	
静岡県公安委員会 印	
処 分 決 定 通 知 書	
<p>当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を決定したので通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
住 所	
氏 名 等	年 月 日生
運 転 免 許 の 種 類	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
取消しに係る免許の種類	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大二 <input type="checkbox"/> 中二 <input type="checkbox"/> 普二 <input type="checkbox"/> 大特二 <input type="checkbox"/> け引二
処分決定日	年 月 日
処分の理由	
備 考	

（注） 該当する事項の□にレ印を付すること。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

公安委員会 殿	第 年 月 日 号
静岡県公安委員会 印	
処分決定通知・処分執行依頼書	
当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を決定したので通知する。また、下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する（居住している）者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。	
記	
住所	
氏名等	年 月 日生
運転免許の種類	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
取消しに係る免許の種類	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大二 <input type="checkbox"/> 中二 <input type="checkbox"/> 普二 <input type="checkbox"/> 大特二 <input type="checkbox"/> け引二
処分決定日	年 月 日
処分の理由	
備考	

（注） 該当する事項の□にレ印を付すること。

様式第 6 号を次のように改める。

様式第6号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 年 月 日 号	
公安委員会 殿	
静岡県公安委員会 印	
処 分 執 行 通 知 書	
当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、 免許の取消処分を行ったので通知する。	
記	
住 所	
氏 名 等	年 月 日生
運 転 免 許 の 種 類	
免 許 証 の 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免 許 情 報 記 録 の 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
取 消 し に 係 る 免 許 の 種 類	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大二 <input type="checkbox"/> 中二 <input type="checkbox"/> 普二 <input type="checkbox"/> 大特二 <input type="checkbox"/> け引二
処 分 執 行 日	年 月 日
処 分 の 理 由	
備 考	

(注) 該当する事項の□にレ印を付すること。

附 則

- 1 この規程は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第3条及び第12条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前のそれぞれの公安委員会規程の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの公安委員会規程の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前のそれぞれの公安委員会規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。